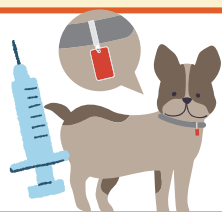


MINATO DOG

登録と注射

新たに犬を飼い始めたら、必ず港区へ登録をしましょう。
(ただし、マイクロチップを装着し、環境省の犬と猫の
マイクロチップ情報登録サイトに登録している場合は、
狂犬病予防法上の登録等の手続きが不要になります。)

環境省
犬と猫のマイクロチップ
情報登録サイトはこちら



毎年、必ず狂犬病の予防注射を受けさせましょう。
注射後は区の窓口またはオンラインで申請を行い、
注射済票の交付を受けましょう。

令和9年より狂犬病予防注射制度が変わります
狂犬病予防注射に関する時期が以下のように変更になります。

① 狂犬病予防注射の時期が「通年」になります

これまで「4～6月に狂犬病予防注射を受けること」とされていましたが、
法令改正により「1年を通して」注射ができるようになります。

※なお、国の通知では、4月1日から6月30日までを目安に接種することが推奨
されています。

② 狂犬病予防注射済票の交付時期が変更されます

4月1日から翌年3月31日までに狂犬病予防注射を行った犬に、
注射した日と同じ年度の済票が交付されるよう変更になります。

Q: 令和9年度の済票を受けるにはいつ注射をすればいいですか？

A: 令和9年4月1日～令和10年3月31日に注射を行った場合です。

※令和9年以降は3月2日～31日に予防注射を行っても翌年度の済票を受けることができません。
ご注意ください。



狂犬病予防注射に
ついてはこちら



注射済票の
オンライン申請はこちら



鑑札(またはマイクロチップ)と注射済票は、必ず犬に装着しましょう。

MINATO DOG & CAT 宣言

